

情 報 本 部 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
品 名 又は 件 名	監視警報装置器材整備	D I H - L K - 2 6 0 1 9	
		大臣承認	平成 年 月 日
		作 成	令和 8年 5月 1 2 日
		改 正	令和 年 月 日
		作 成	情報本部 計画部

1. 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、情報本部で使用する監視警報装置器材（以下，“器材”という。）の整備（以下，“本契約”という。）について規定する。

なお、器材名は、調達要領指定書によって指定する。

1.2 用語の定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、**GLT-CG-C0000001**、**GLT-CG-Z0000001**、**GLT-CG-Z0000009**及び**GLT-CG-Z5000002**による。

1.3 引用文書等

1.3.1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。ただし、本役務の履行中に、引用文書に定める法令等に変更があった場合は、その最新版が優先されるものとする。

a) 仕様書

GLT-CG-C0000001 陸上自衛隊電子機器共通仕様書

GLT-CG-Z0000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GLT-CG-Z0000009 陸上自衛隊 I T 利用装備品等サプライチェーン・リスク対応共通仕様書

GLT-CG-Z5000002 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

b) 法令等

著作権法（昭和 45 年 法律第 48 号）

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）

知的財産基本法（平成14年法律第122号）

不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成20年法律128号）

情報本部における立入禁止場所等に関する達（平成20年情報本部達第4号）

情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）
（防装庁（事）第3号（31.1.9））

情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）（装プ武第 188 号（31.1.9））

秘密保全に関する訓令の解釈及び運用に関する細部実施要領について（通達）（情本計第 651 号
（令和 3 年 8 月 16 日））

装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）（防装庁（事）
第137号（令和4年3月31日））

情報本部の情報保証に関する達の運用について（通達）（情本計第452号（令和5年6月29日））

1.3.2 関連文書

関連文書は、次による。また更に必要な場合は、調達要領指定書によって指定する。

a) 法令等

電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通産省令第52号）

情報本部の情報保証に関する達（平成20年情報本部達第5号）

秘密保全に関する訓令の解釈及び運用について（通達）（防防調第4607号（19.4.27））

2. 整備に関する要求

2.1 一般的要求事項

一般的要求事項は、次による。また、下記a)及びb)の適用の有無は、調達要領指定書によって指定する。

- a) 本契約は、**情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）**及び**情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）**によって、この役務のサプライチェーンにおいて不正プログラムの埋込み、情報の窃取、不正機能の組込み等が行われるリスクへの対策などを行う。
- b) IT利用装備品等サプライチェーン・リスク対応については、**GLT-CG-Z000009の2.2**による。
- c) 本契約の実施にあたり、契約の相手方は、整備対象監視警報装置全体の構造・特性・性能に熟知しているものとする。
- d) 本契約の実施にあたり、契約の相手方は、必要な機（器）材資材などは、契約の相手方で準備し、かつ、**国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律**に適合するものとし、この仕様書に規定していない事項は、契約の相手方が規定する社内規格及び商慣習による。
- e) 本契約の実施にあたり、契約の相手方は、**不正アクセス行為の禁止等に関する法律**及びその関連法規に適合しなければならない。
- f) 本契約の実施にあたり、契約の相手方は、実施場所に対する法律や条例に基づく指定地域や規制基準の適用の有無及び建設物、交通標識、消火設備類、境界線などの他工作物の有無を確認し、あらかじめ監督官及び施設管理者と打ち合わせのうえ、適切に措置する。

2.2 実施体制

契約の相手方は、本契約の実施にあたって、調達要領指定書によって指定する場合を除き、次の体制を確保し、これを変更する場合には、事前に官側と協議する。

- a) 履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい契約を履行する業務に従事する個人（以下、“業務従事者”という。）を確保すること。
- b) 前記a)の業務従事者が、過去に本契約と同様の経験を有すること。
- c) 上記a)の業務従事者が、前記b)に掲げるもののほか、履行に必要な若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学（母語及び外国語能力）、文化的背景（国籍等）、業績等を有すること。
- d) 前記c)の業務従事者が、他の手持ち業務などとの関係において履行に必要な業務所要に対応できる態勢にあること。

2.3 整備の種類

整備の種類は、2.6、2.7、2.9、2.10及び2.11のうちから調達要領指定書によって指定する。

2.4 整備実施場所

整備実施場所は、**GLT-CG-Z500002**の**2.6**に示すとおりとし、細部は、調達要領指定書によって指定する

2.5 故障状況又は整備実施箇所

主たる故障状況又は整備実施箇所は、調達要領指定書によって指定する。

2.6 診断

診断は、次による。

- a) **GLT-CG-Z500002**の**附属書A**の**A.2**によって、**2.12**の性能について点検し、故障部位を特定する。
- b) 器材を動作させる又は計測器によって計測するなど、本来の機能を発揮するか否かを点検する。

2.7 修理

修理は、適切な作業管理のもとに故障箇所の調整、交換、溶接、びょう締め、補強などによって欠陥を是正し、**2.12**の性能を満足する。

2.8 修理基準

修理基準は、**GLT-CG-Z500002**の**2.5 c)**による。

2.9 移設

移設は、対象器材を現設置場所（移設元）から取外し、新設置場所（移設先）に設置したうえで、各種ケーブルを配線し、使用可能な状態にする。

2.10 撤去

撤去は、対象器材を、契約の相手方が現設置場所から取り外し、指定場所まで搬出、運搬、搬入及び集積するものとする。

2.11 再設置

再設置は、撤去された対象器材を、旧設置場所に再び設置し、撤去前の性能を発揮できる状態に復するものとする。

2.12 性能

性能は、器材の使用目的に応じた信頼性をもち、これを保持できる動作を満足する。

2.13 部品及び材料

部品及び材料は、**GLT-CG-Z500002**の**附属書A**の**A.4**による。

なお、**GLT-CG-Z500002**の**附属書A**の**A.4**によらない場合は、官側との調整による。

2.14 塗装及び染色

塗装及び染色は、**GLT-CG-Z500002**の**附属書A**の**A.5**による。

2.15 附属品及び予備品

附属品及び予備品は、**GLT-CG-Z500002**の**附属書A**の**A.6**による。

2.16 表示

表示は、任意の見やすい箇所に修理会社名又は社章及び修理年月日を容易に消えない方法で表示する。

2.17 整備作業間の作業中止事項

整備作業間の作業中止事項は、**GLT-CG-Z500002**の**2.14**による。

3. 品質保証

3.1 試験

試験は、修理に関わる箇所の点検及び**2.12**について行う。

3.2 監督・検査

監督及び検査は、支出負担行為担当官等の定める監督・検査実施要領に基づき実施する。

4. 出荷条件

4.1 包装

包装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。ただし、現地診断・整備においては必要としない。

4.2 包装の表示

包装の表示は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、**GLT-CG-Z000001**の**4.2**による。ただし、現地診断・整備においては必要としない。

5. その他の指示

5.1 提出書類

提出書類は、次による。ただし、次の内容に変更がある場合は、調達要領指定書によって指定する。

a) 計測器・部品等使用明細書

契約の相手方は、**2.6**及び**2.7**について、計測器・部品等使用明細書（様式任意）を作成し、支出負担行為担当官等に1部提出する。

b) 整備明細書

契約の相手方は、**2.7**の作業の結果を整備明細書に記載し、官側の確認後、検査官等に1部提出する。また、官側の確認要領などは、調達要領指定書によって指定する。

c) 試験成績書

試験成績書は、**GLT-CG-C000001**の**箇条7**とし、試験終了後速やかに、検査官等に1部提出する。ただし、実施内容が診断だけの場合は、提出を省略する。

5.2 無償貸付品・官給品

無償貸付品及び官給品は、**GLT-CG-Z000001**の**箇条5**によるほか、特に必要と認められる場合は、調達要領指定書によって指定する。

なお、無償貸付及び官給の申請は、契約の相手方が希望するおおむね1か月前を基準として行い、無償貸付及び官給の時期並びに場所は、官側の指示による。

5.3 官給品及び交換済部品の返納要領・返納場所

官給品及び交換済部品の返納要領は、**GLT-CG-Z500002**の**2.9.7**とし、返納場所は、当該器材使用場所とする。また、特に変更がある場合は、調達要領指定書によって指定する。ただし、廃油は、契約の相手方において処分する。

5.4 情報の保全等

情報の保全等は、次による。なお、**c)**の適用の有無は調達要領指定書による。

a) 契約の相手方は、この契約の履行に当たり、電子計算機、可搬記憶媒体及び携帯型情報通信・記録器材を持ち込み及び持ち込み使用することが必要な場合は、**情報本部の情報保証に関する達の運用について（通達）**及び**秘密保全に関する訓令の解釈及び運用に関する細部実施要領について（通達）**に定める申請を行い、許可を受けるものとする。

b) 契約の相手方は、**情報本部の情報保証に関する達及び情報本部の情報保証に関する達の運用について（通達）**に基づき、持ち込み及び持ち込み使用する電子計算機、可搬記憶媒体及び携帯型情報通信・

記録機器に対し、複数のウイルススキャンソフトでウイルスなどの混入がされていないことを確認し、その結果を官側に提示するものとする。

- c) 契約相手方は、この契約の履行に際し知り得た保護すべき情報（情報セキュリティ通達第2項第1号に規定する情報をいう。）その他の非公知の情報（以下“保護すべき情報等”という。）の取扱いに当たっては、**装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）**における添付資料“装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項”及び別紙“装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準”に基づき（保護すべき情報に該当しない非公知の情報にあっては、これらに準じて）、適切に管理するものとする。この際、特に、保護すべき情報等の取扱いについては、次の履行体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく官に通知するものとする。
- 1) 契約を履行する一環として契約の相手方が収集、整理、作成等した情報が、保護すべき情報（情報セキュリティ通達第5項第4号の規定に基づく解除をしようとする場合に、同号に規定する確認を行うまでは保護すべき情報として取り扱うものとする。）として取り扱われることを保障する履行体制
 - 2) 官の同意を得て指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する履行体制
 - 3) 官が書面により個別に許可した場合を除き、契約の相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約の相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の契約の相手方以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する履行体制

5.5 立入禁止場所への立入り

立入禁止場所への立入等については、次のとおりとする。

- a) 契約の相手方は、本契約の履行にあたり、立入禁止場所への立入りが必要な場合には、事前に**情報本部における立入禁止場所等に関する達**に定める申請を行い、許可を得るものとする。
- b) 立入禁止場所への立入りの申請を行うにあたっては、秘密保全に対する意識が十分にかん養されている、立入りにふさわしい人物をもって充てるものとする。
- c) 立入禁止場所への入退室及び作業にあたっては、官側の立会者の統制に従うものとする。

5.6 事前調整

現地調査に必要な細部事項は、情報本部計画部、及び各役務実施場所の監督官と事前に調整する。

5.7 輸送

輸送は、官側が必要と認める場合は、調達要領指定書によって指定する。

5.8 官側の支援

契約の相手方は、次の事項について官側の支援を必要とする場合には、官側と調整し、無償で官側の支援を受けることができる。

- a) 現地における官側が保有する電話、電力、水等の使用
- b) 現地における現地作業に必要な、官有器材及び施設等の利用
- c) 現地における現地作業に必要な、データ及び資料等の提示
- d) その他、支出負担行為担当官等が必要と認めた事項

5.9 技術変更提案

技術変更提案は、**GLT-CG-Z500002**の**7.6**による。

5.10 不具合などの処理

この契約の履行に当たり、不具合などが発生した場合は、速やかに支出負担行為担当官等の指示を

受ける。

5.11 知的財産の取扱い

知的財産の取扱いは、以下によるものとする。

- a) 契約相手方は、契約書又は仕様書等の定めるところにより官に提出された著作物（契約相手方の固有の技術資料（契約相手方が第三者から提供を受けた技術資料を含む。以下同じ。）に係る著作物及び**著作権法**第10条第1項第9号で規定されるプログラムの著作物を除く。）の著作権（**著作権法**第21条から第28条に規定する権利をいう。以下同じ。）について、提出書類は官に提出した時、納入品は官が受領した時に、全ての権利（**著作権法**第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を、官に譲渡する。
- b) 契約相手方は、a)により官が譲渡を受けた著作権に係る著作物について、著作者人格権（**著作権法**第18条第1項、第19条第1項及び第20条第1項に規定する権利をいう。以下同じ。）を行使しないものとする。また、契約相手方は、当該著作物の著作者が契約相手方以外の者であるときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないよう必要な措置をとるものとする。
- c) 官は、この契約の履行中及び終了後5年間は、契約書又は仕様書等の定めるところにより官に提出された契約相手方の固有の技術資料に係る著作物につき、この契約に関して防衛省又は防衛装備庁が行う監督、検査、調査、試験若しくはその結果の評価その他これに類する業務のため必要がある場合は、防衛省又は防衛装備庁の内部において利用し及び複製（契約相手方の指定するものの複製を除く。）することができる。
- d) 官は、契約相手方が、a)により官が譲渡を受けた著作権に係る著作物の利用の許諾を求めた場合は、特に支障がない限りこれを許諾するものとし、著作権の実施料の支払いその他必要な事項は、協議して定めるものとする。
- e) d)にかかわらず、契約相手方は、防衛省又は防衛装備庁に供する目的で、a)により官が譲渡を受けた著作権に係る著作物を利用することができる。
- f) 契約相手方は、次の各号の内容について、必要がある場合のみ、知的財産管理報告書を作成し、納期までに官に提出するものとする。
 - 1) 契約相手方が知る限りにおいて、仕様書等で定める事項の遂行に当たり実施した又は留意すべき知的財産権（**知的財産基本法**（平成14年法律第122号）第2条第2項に規定する知的財産権をいう。）（出願中又は申請中のものを含む。）
 - 2) 官に提出された技術資料に含まれる契約相手方の固有の技術資料及び 3) 項で定める契約相手方の指定する著作物

6 仕様書の疑義

契約の相手方は、この仕様書に疑義が生じた場合には、速やかに支出負担行為担当官と協議するものとする。

調達要領指定書	発 簡 番 号																						
	調 達 要 求 番 号	21-08-0713-4063																					
	調 達 要 求 年 月 日	令和8年 7月13日																					
	作 成 部 課	情報本部計画部																					
	作 成 年 月 日	令和8年 7月10日																					
品 名	監視警報装置器材整備																						
仕様書番号	D I H - L K - 2 6 0 1 9																						
1. 総則 1.1 適用範囲 器材名は、監視警報装置GOB-114とする。 1.3.2 関連文書 GS-C696394 監視警報装置GOB-114 2. 整備に関する要求 2.1 一般的要求事項 一般的要求事項はa)及びb)を適用する。 2.3 整備の種類 整備の種類は、2.7とする。 2.4 整備実施場所 整備実施場所は、東千歳通信所K地区とする。 2.5 故障状況又は整備実施箇所 整備実施箇所は、GS-C696394に定めるセキュリティゲートの設置箇所とし、故障箇所の交換を行うものとする。 5. その他の指示 5.1 提出書類 提出書類は、下表のとおりとする。 <table><tr><th>番号</th><th>名 称</th><th>提出時期</th><th>数量</th><th>提出先</th><th>媒体種別</th></tr><tr><td>1</td><td>整備実施計画書</td><td>契約後速やかに</td><td>各1部</td><td>情報本部計画部及び 役務実施場所</td><td>電子</td></tr><tr><td>2</td><td>整備明細書</td><td>整備終了後速やかに</td><td>各1部</td><td>情報本部計画部及び 役務実施場所</td><td>電子</td></tr></table> 5.4 情報の保全等 本役務では、c)の適用をしない。						番号	名 称	提出時期	数量	提出先	媒体種別	1	整備実施計画書	契約後速やかに	各1部	情報本部計画部及び 役務実施場所	電子	2	整備明細書	整備終了後速やかに	各1部	情報本部計画部及び 役務実施場所	電子
番号	名 称	提出時期	数量	提出先	媒体種別																		
1	整備実施計画書	契約後速やかに	各1部	情報本部計画部及び 役務実施場所	電子																		
2	整備明細書	整備終了後速やかに	各1部	情報本部計画部及び 役務実施場所	電子																		